

用地調査等業務等に係る現場代理人の配置について

下記 1 の各業務については、現場代理人の配置は不要です。

当所では、契約にあたり、標準契約書の内容を下記 2 のとおり修正し、技術者等の通知書（設計・測量・調査業務委託関係集 様式 1）の 5（2）現場代理人の欄を空白とすることで、配置しないことができるものとします。

記

1 現場代理人を配置しないことができる業務

- （1）用地調査等業務
- （2）物件調査業務
- （3）事業損失調査業務

2 標準契約書の修正項目

- （1）第 1 条第 3 項中「現場代理人」を「主任技術者」に修正する。
- （2）第 9 条第 2 項第 1 号中「現場代理人」を「主任技術者」に修正する。
- （3）第 9 条第 2 項第 3 号中「現場代理人」を「主任技術者」に修正する。
- （4）第 10 条第 1 項文末に「ただし、発注者が不要とした場合は、この限りではない。」を追記する。
- （5）第 11 条第 3 項を削除する。

3 その他

現場代理人を配置することは妨げませんが、経費は負担しません。

令和 3 年(2021 年)11 月 1 日

長野県飯田建設事務所 工事事務係